奈良県税条例施行規則の 部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七

奈良県知 事 荒 井 正 吾

## 奈良県規則第二十二号

奈良県税条例施行規則の 一部を改正する規則

に改正する。 奈良県税条例施行規則 (昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のよう

法人事業税、 人事業税の更正、 第三十一条の表第一号中 地方法人特別税の更正、 決定通知書兼納付通知書」を 法 人県民税並びに法人事業税及び地方法 決定通知書兼納付通知書」に改める。 「法人県民税並びに法人事業税及び特別 人特別 税、 特 別 法

の年」 上 八 する平均貸付割合」に、 第七号様式から第九号様式までの規定中「の満冷により暗引みれた鬯命」を 「特例基準割合適用年」 に、 「特例基準割合に」や「延滞金特例基準割合に」 「特例基準割合」 という。  $\subseteq$ 」を「延滯金特例基準割合」」 を削り、 「当該特例基準割合適用年」を に改める。 に改め、 規定

第十六号様式中 「寡婦 (寡夫) 控除額」 を 「寡婦、 7 り親控除額」 に改 8 る。

严 緗 納税通知書 厩 併 搟 声 年庚 を 併 誤 捶 稅 緗 別 搟 声 徭 年)两 戡

第二十四号様式患中

に、 「老年者 寡婦 (寡夫) を 「寡婦・ 7 5 搬」 に改める。

第七十九号様式患を次の ように改める。

税 第 号 年 月 日

印

(所在地) 〒

(法人名)

殿

奈良県 県税事務所長

## 法人県民税並びに法人事業税及び 特別法人事業税 の更正・決定通知書兼納付通知書 地方法人特別税

事 業 年 度  申 告 期 限 申告年月日  修正申告年月日  更正・決定年月日				年     月     日から       年     月     日       年     月     日       年     月     日       年     月     日					1	法人税の 年	月 日の	による			
								適							
									2						
								用	3						
								-							
	区分			課税標準	·				F- 0	事務所を有して	h	134 det	est der		
事 業 税	所得割		所得金額総額		H				均等	区分	いた月数	4	F税額 -	税額	
			年400万円以下の金額		円	/100	Д			更正・決定	月		円		
			年400万円を超え 年800万円以下の金額	円	/100	円	県	割	既申告 既更正 既決定分				円		
			年800万円を超える金額		円	/100	Р		法人税割	差引					
			計		円		Р	民		区分	課税標	準	税率	税額	
			軽減税率不適用法人の金額		円	/100	Р	税		更正・ 総額		円			
	付加価 値割 資本		付加価値額総額		円					決定分 本県分		円	/100		
			付加価値額		円	/100	Р			既申告 既更正 既決定分		円	/100		
			資本金等の額総額		円					差引					
	割収入		資本金等の額		円	/100		-	納付	すべき県民税額					
			収入金額総額		円					納付期限		年	月	目	
	割		本 県 分		円	/100	1	1			法人事美	<b></b> 養税			
		所得	所得金額総額		円				納付期	限までの延滞金	法人県日				
	Afre N.L.	割	所得金額		円	/100	1	1			特別法人事 又は地方法/	等税 、特別税			
	第 法 3 第 号 72	付加	付加価値額総額		円						備	考			
	号 72	価値割	付加価値額		円	/100		3		利子割額					
	げ 2	100	資本金等の額総額		円			_	构	除した額等					
	る第1	本	資本金等の額		円	/100		控除		とができなかった額等					
	業項	収	収入金額総額		円			_		寸を請求した額等					
		入割	本県分		円	/100		1		寸請求が過大等					
		既申·	L 告·既更正·既決定分				_								
	納付すべき事業税額							]			l				
		区 分		更 正 · 決 定	既	更正·決定	差引			(裏面に続	きますからよ	くご覧く	ださい。)		
			通常分	円		円									
事业	不申 加算	告金	加 算 分	円		円									
業税に係る加算			計	円		円		-							
			通 常 分	H		円									
	過少E 加算		加 算 分	円		円									
			計	円		円		-							
金	重 加 算 金			Щ		円		-							
金	納付すべき加算金額						_	1							
ラ特 と別		区 _	分	課税標準		税率	税額	_							
人 法 人 事			所得割に係る税額 		円	/100		<del>"</del>							
税業	収入割に係る税額				円	/100		4							
棿			告·既更正·既決定分					ч							
X	納付すべき特別法人事業税額 又は地方法人特別税額							ŋ							
税又は地		区	分	更 正 · 決 定	既	更正・決定	差引	_							
地に特系別			通常分	円		円円		1							
地特別法人	不申	告		1		ш		-							
地特別法人事業			加 算 分	H				7							
地特別法人事業	不申		加 算 分計	Щ		円		1							
地特別法人事業税又は	不申加算	金	加 算 分 計 通 常 分	Н		円 円		-							
地特別法人事業税又は	不申	1金	加 算 分 計 通 常 分 加 算 分	<u>н</u> н		円 円 円									
地特別法人事業	不申加算過少日	争告金	加 算 分 計 通 常 分	Н		円 円		-							

が年7.3パー 割合に年1パー の割合に 年7.3パーセントの割合) た割合と イによ トの割合を加算した割合 を 第七十九号様式 「所得税法等の Щ 該期間の属す に、 、年7.3パーセ ってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パー 7 セントの割合を加算した割合 「割合) トの割合に満たない場合には (裏) 一部を投圧 Ø 「以後」 各年の前年に租税特別措置法第93条第 (当該加算した割合が年7.3パーセン ントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パー と」に改める。 を「豐砂) 9 を 「から )法律 全性  $\wedge$ (令和 \ H 2 、その年中においては、 ( ) 二 年12月 4 2 年法律第 d₽ 「延滯金特例基準割合」 ] 31 **∃** 番3 併  $\infty$ 946 守  $\vdash$ S トの割合を 12 田 F) に、 項に規定す 7, Ш ٦ る改正 以後の期間に 年14.6パー トの割合を加算 「租税特別措置法 哲 Nr という 前の租税特 る平均貸付 る場合には 4 5 4

「に規定する平均貸付割合」 を「六の年」 第八十号様式から第八十号様式の三までの (三) | | 「特例基準割合適用年」という に、 「特例基準割合に」 に、 「特例基準割合」 や「延滯金特例基準割合に」 規定中  $^{\circ}$ \_ を削 「の規定に を り、 「延滯金特例基準割合」 . 7 9 当該特例基準割合適 告示された割合 に改 8 用年 改

規定す 合に年 世心」 年14.6パー 以後の期間に トの割合 改正前の租税特別措置法」 租税特别措置法」 γV 八十一号様式 という。  $\mathcal{N}$ 1 ペーセン る平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合 場合には を加算した割合と 4 ( なしては トの割合にあ が年7.3パーセン 及び トの割合を加算した割合 年7.3パーセントの割合) を 第八十二号様式 「所得税法等の 当該期間の属す  $\subset$ に、 ってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセ 年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割 「割合) トの割合に満たない場合には 中 部を改正す る各年の前年に租税特別措置法第93条第 「以後」 と」を「割合) (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合 と」に改め を -る法律 らなり る。 令和 2  $\wedge$ (令和2  $\bigcap_{\mathbb{H}}$ 年12 of その年中において 年法律第 0 √L 田 |延滞金特例基準 31 桁 Ш  $\omega$ 併 H  $\infty$ 更 J  $\aleph$ 压 通に F7 Ш 97

例基準割合」 十六号様式 八十六号様式 滔 滯金特例基準割合 中 を削 「の規定によ を「延滯金特例基準割合」 (裏) り、 第八十八号様式裏、 二 <u>ز</u> ر 該特例基準割合 5 告示された割合」 改めめ \_ 第 滷 间用年」 に改め 九十号様式裏、 を「江規定す を その年」 \(\) 第 る平均貸付割合」 九十 「特例基準割合 に、 一号様式 特例基準割合に 裏及び に、 海田 第九 本

九 九 7号様式 (裏) 第百号様 式 第百三号様式 及 び第百六号様式 中 以後」 を [ 2) x

改める。 た割合 合には にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 租税特別措置法第93条第2 金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、 5 した割合が年7.3パー 令和2  $\wedge$ (合和 \ H 、その年中においては、 年12月31日  $\aleph$ 年法律第 令和3 「延滯金特例基準割合」 併 H -セントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)  $\infty$ 更 S 压 項に規定する平均貸付割合に年1パー に、 (1 1日以後の期間については、 ٦ 年14.6パー る改正前の租税特別措置法」 「租税特別措置法」 という セントの割合にあ 0 ) が年7.3パーセントの割合に満たない場 や「所得税法等の-当該期間の属す に、 ってはその年における延滞 年7.3パーセントの割合 セントの割合を加算し 「割合)  $\dot{\omega}$ 部を改正する 各年の前年に  $\overset{\frown}{\smile}$ (当該加算 を <u>C</u>に 「割合

## 附 則

(施行期日)

定は、 この 規則は、 公布の 日 から施行する。 令和三年一月一 日 から施行する。 ただし、 第七十九号様式患  $\mathcal{O}$ 改正 規

(経過措置)

- 2 当分の 旧 .規則J この 間、 規則の施行 という。 使用することができる。  $\mathcal{O}$ 際この 第八十八号様式及び第百号様式による用紙で現に残存するも 規則  $\mathcal{O}$ 規定による改正前 の奈良県税条例施行規 劐 以下  $\mathcal{O}$ は、
- 3 存するものは、 この 規則の施行の 当分の 際旧規則第二十四号様式及び第七 間、 所要の調整をして使用することができる  $\overline{+}$ 九号様式による用紙 で現に